

高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて行う高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に関する評価（以下「機関別認証評価」という。）は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的としている。

- (1) 機関別認証評価に関して、機構が各高等専門学校の「目的」を踏まえた評価が行えるよう配慮しつつ定める高等専門学校評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること。
- (3) 高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、高等専門学校が公共的な機関として設置され、教育研究水準の向上を目指して運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

また、国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている。

この機関別認証評価を実施するためには、機構におけるこれまでの大学評価のノウハウを活かすこととするが、必ずしも活かすことができない部分もあると思われることから、本格的な評価に先立ち、試行的評価を実施することとした。

2 評価のプロセス

- (1) 機構においては、平成15年12月に国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校評価準備委員会を設置し、平成16年3月まで試行的評価の実施体制や実施方法について審議してきた。平成16年4月には高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、引き続き審議を重ね、平成16年5月に高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）実施大綱及び高等専門学校評価基準（機関別認証評価）（試行的評価）を策定した。
- (2) 機構は、国立高等専門学校協会、全国公立高等専門学校協会及び日本私立高等専門学校協会に協力を要請し、以下の8校を対象として試行的評価を実施することとなった。

国立高等専門学校（5校）

宮城工業高等専門学校、仙台電波工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、
徳山工業高等専門学校、久留米工業高等専門学校

公立高等専門学校（1校）

東京都立航空工業高等専門学校

私立高等専門学校（２校）

金沢工業高等専門学校，近畿大学工業高等専門学校

- (3) 機構においては，平成 16 年 3 月に対象校の関係者に対し，評価の実施方法や評価基準の内容についての説明会を実施した。
- (4) 対象校においては，機構の示す要項に基づき自己評価を行い，自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 16 年 7 月末に機構へ提出した。
- (5) 機構においては，高等専門学校機関別認証評価委員会の下に評価部会を編成し，自己評価書の書面調査及び対象校への訪問調査を実施した。
- また，評価部会は，全ての高等専門学校について対象とした 1～11 の基準ごとに定めた基本的な観点及び各対象校が独自に設定した観点に基づき分析を行い，その分析の状況を総合して基準を満たしているかどうかの評価を行い，全ての基準（選択的評価事項を除く。）を満たしている場合に，当機構の評価基準を満たしていると判定した。
- なお，選択的評価事項においては，各高等専門学校の目的に照らして，対象校自らが重要とみなす場合に限り，申請に基づき評価を実施しており，基準 1～11 とは異なり満たしているかどうかの判定ではなく，各対象校が有する目的の達成状況について，基準に照らして評価を行った。
- (6) 機構は，これらの調査結果を踏まえ，高等専門学校機関別認証評価委員会で評価結果を決定した。
- (7) 機構は，評価結果に対する意見の申立ての機会を設け，申立てがあった対象校について，平成 17 年 1 月の高等専門学校機関別認証評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定した。